

第3回市民自治フォーラム講演要旨

皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました内仲でございます。今、私が住んでいる三鷹市が先進市だというようなご紹介でした。私はそれほどのことはないと思っているのですが、たしかに全国的にも先進的だと見られているらしいので、最初に三鷹市の紹介をさせていただきます。

三鷹は、東京都の中核をなすいわゆる23区の西隣に位置していて、東京駅から快速電車というのに乗ると30分ちょっとで着きますので、まあまあ便利な所ではないかと思えます。こちらの皆さんは、室蘭などにお通いの方が多いたうかがいでしたが、三鷹市も大した事業所は無く、都心部の会社に勤める人が多いので、広い意味ではベッドタウンとして共通していると思えます。

そこで、なぜ三鷹が先進市として有名になっているかといえば、市民参加がかなり古くから叫ばれ、実行されて来たということです。他市のことにあまりご興味無いかも知れないけれど、さかのぼって申し上げますと、かつて鈴木さんという市長(1955-75)がおられまして、その方は医師で公衆衛生の学者でもあったのですが、市長になっていくつもの大変斬新な事業をやりました。ハードの面では日本の市で初めて下水道普及率100%を達成したということで当時は有名でしたが、それとは別に、いま全国方々にあるコミュニティセンターという、こんな大きな公会堂ではないんですけど、コミュニティ、地域の住民が活動の拠点として利用できるような多目的施設を造るということを始めました。そのとき、当時としては画期的な住民重視の手法を取り入れた。というのは、三鷹市の場合は、大きく分けて7地域、だいたい人口17万人位の都市ですから、2~3万人にひとつずつということで市内に計7か所のコミュニティセンターをつくることになったのですが、金は出すけれど口は出さないということで、それぞれの地域にコミュニティセンターを作るのに最初の段階から計画の多くの部分を地域住民に自主性にゆだねたのです。

どういうことかといいますと、登別市のことは私よく知りませんが、例えば幌別地区にひとつ、登別地区にひとつという風に、それぞれの該当地域の人たちに集まってもらって設計から考えなさいということですね、もちろんどんなものでもいいからといって、お金をいくらでも出すわけには行きませんが、予算の一定の制約の中で、土地についても市で準備できる土地以外に代案があれば示して欲しい、ということで、地域ごとに住民協議会を設けて、コミュニティセンターをつくって行ったんです。それが20年くらい前から、もっと前かも知れませんが、もちろん一度に7か所も建てる訳には行かないから1個所に2~3年ずつかけてつくって来たわけで、最後のセンターができあがったのは、やっと10年ほど前で、その市長はとうに亡くなった後でした。

どういう具合にやったかと云うと、地域の市民に集まってもらって、皆が集まる場所だから例えばこの地域であれば何人くらい収容する大ホールが必要か、別にもっと小さな会議室がいくつ要るか、とかですね。それから炊事の場所、食生活改善の為の講習会をやる様な調理の施設があった方がいいとか、やっぱりお茶会なんかもあるから和室も要るわね、とか、さまざまな事を話し合ってますね。それから、体育館、といってもそれ程大きなものではないけれど、トレーニングの出来る様な屋内運動場やプールをつけたどうだろうと云う様なことで、ワイワイガヤガヤ議論しながらまとめて行くわけです。

市の方はそれをじっと見ているだけでなく意見も出したのでしょうが、そういうことで時間はずいぶんかかったようです。最初にできた大沢という地域では、試案の段階では、皆で集まるパブを設けようという提案まであったそうです。パブというのは、お聞きになったことがあると思いますが、イギリスなどで、仕事を終えた地域の人たちが一杯やりながら歓談する、まあ要するにバー、大衆酒場

ですね。その飲み屋にママまでというわけにはいかないでしょうけれども、自分たちが交替でバーテンをやりながら、そこで酒を飲みながら語り合える場をつくろうということでしたが、さすがに公共施設で酒を供するなんて、という硬い意見もあって、実現しなかったと聞いています。今の時代だったらそれも通ったかも知れませんね。そういうことで、建設のプランをほぼ全面的に市民に任せてしまったということは日本では初めてのことだったので、全国的に注目されたのです。

この市長は、他にもいろいろ先進的なことをやりましたが、市民を信頼して任せるという姿勢がスタートにあったと思うのです。5期20年もの長期の在任がよかったかどうかは別として、こうした実績の後を受けて、次の市長もその次の市長も、常に市民に向かい合った姿勢を続けざるをえなくなり、かなり早い時期から「市民参加の三鷹」ということが関係者の間に喧伝され、結果として市民参加発祥の地といわれるまでになったのだと思われます。

三鷹市に隣接して、人口・面積ともに似通った規模の武蔵野という市があります。若い人たちに人気のある吉祥寺という繁華街があるので知られたところですが、たまたま同時期に、そこにも有能な市長がいて、後に全国革新市長会の会長を務めた有名な市長でしたが、この方も負けじと追いかけてきて、下水道100%を三鷹に次いで達成するなど頑張りました。これは行政の競争ですけれども、市民参加についても、いろいろ三鷹に追随した場合もあるし、三鷹の先を行った場合もあるし、いい意味で二つの都市が競り合うという相乗効果で市民参加の実績を上げて来た面もあります。この伝統は今日まで続いています。

そうした中で、最近になって三鷹市を有名にしたのが「みたか市民プラン21会議」という市民参加の組織です。ご存知かと思いますが、地方自治法は、各市町村がそれぞれの地域の総合的、計画的運営の方向を示す「基本構想」というものを作るように定めています。三鷹市の当時の基本構想（10年計画）が2000年度で終了するので、2001年度以降の新しい基本構想をつくらなければならぬ時期でした。基本構想は議会の議決事項とされており、普通は市の企画部局が関係部局と相談しながら立案して議会に提案するのですが、その基本構想の素案と、構想の具体化計画となる「基本計画」の素案の作成を、いずれも公募市民に委ねようと、三鷹市は考えたわけです。そこで、そのための組織として「みたか市民プラン21会議」を設けることになり、希望者を募ったところ375人もの応募がありました。参加の資格要件なし、年齢さえも問わない375人市民の手に三鷹市基本構想の素案作成を委ねるといふ傍目には冒険とも見える大胆かつ壮大な実験でした。そのために市長と市民プラン21会議との間で、これも初めての試みといわれる「パートナーシップ協定」というものが結ばれました。この内容をごく簡単に言うと、市民会議は市民プラン、すなわち基本構想の素案を作成する、市はその作業に全面的に協力し、できあがったプランを市の基本構想に最大限に反映させるというもので、全国でも初めての画期的な試みとして、地方自治関係者の注目を集めました。

今後10年間にわたる市の基本的な構想を、素案とはいえ市民に全幅の信頼を寄せて委ねるといふことも市民参加先進都市としての評判を高めたと思われるのですが、だからといって三鷹市が必ずしも先進市民があふれているというわけではないので、市民の質において三鷹と登別と変わるところは無いと思います。

本題である自治基本条例に至る前書きが長引いてしまいました。まず、自治基本条例とはなにか、いまなぜ自治基本条例かというような柱を立てておりますが、こちらの登別市では「まちづくり基本条例」といっているようですね。まあ呼称はどちらでもいいと思うのですが、自治基本条例という漢字づくめでは硬くて抽象的なものに対して「まちづくり」の方がやさしく響く。ただ、「まちづくり」という場合道路や建物などハードのものを連想させます。例えば私の住む三鷹市では、自治基本条例

のできる以前から「まちづくり条例」というものがありますが、これは地区計画や開発など自治基本条例とは次元の違うハードの面の条例です。それはともかく、初期にはまちづくり基本条例が多かったのに最近できるものは自治基本条例のほうが多いように感じています。

実は北海道と云うのは自治基本条例の先進地でございます、ご存知の逢坂ニセコ町長が、いまは国会議員になられましたけれども、00年に「ニセコ町まちづくり基本条例」という名称の自治基本条例を全国で初めておつくりになって先鞭をつけた。それもあってか、北海道ではまちづくり基本条例という名称の方が多いようですね。北海道では以前から、北海道大学に地方自治に関心を持っておられる先生が多くて、今はやめられて北海学園に行かれています神原先生とかそのほか何人かの先生が研究会をつくって、各地方自治体の職員の方々と勉強会を開くなどして来られたという実績があったから、今でも数が多いですけれども、かなり早い時期から基本条例が次々につくられて来ました。

それでは、自治基本条例とは何かということですが、まちづくり基本条例と言い換えてもいいのですが、これはもう登別市にはできている。ですから、皆さんにここでいうのは釈迦に説法みたいなことですが、今申し上げたように、基本条例というのは、名称にもこうしろという決まりはないので、もっと別の名前を工夫してつけている市町村もたくさんあります。こういうものが基本条例であるぞという内容に関する定義もありません。なぜかという、これについてはどの法律にも書かれていない。国が奨励もしているわけでもない。というより、自治省時代から今の総務省に至るまで、自治基本条例には無関心を装っていて、これをつくるべきだなんて一度もいったことは無いんですね。

私たちが自治基本条例をつくる運動をしていた頃、全国にいくつできているのかと役所に聞きに行っても、「そんなものは調べていませんよ。自治基本条例って何ですか」なんて、知っているくせに知らんふり、わざわざ無視する様な冷たい態度でした。だから自治基本条例に関しては公式の定義はないのですが、一般的にいわれているのは、地方自治体の憲法であるということです。

なぜ自治体に憲法が必要になったかという、これは今なぜ自治基本条例か、ということにも関連して来るのですが、10年前に2000年分権改革という地方自治法の大改正がありました。これは地方分権一括法という法律でもってほかの関連法律もふくめてかなり大幅な制度の改革を行ったものです。明治以来の日本の国家のありようというのは、国あっての都道府県であり、市町村である。つまり、国の下請けが都道府県であり、市町村である。市町村は都道府県の下請けでもある。という構造でずっとやって来た。しかし、それではおかしいのではないかと、地域の事柄について、何でも中央政府(国)の方針に従わなければならないというのでは、地方自治の本旨にも反するし、今の世の中の進歩に遅れてしまう、発想の転換による大改革が必要だということが根底にあったわけです。それまでは、市町村長が何をやってきたかといえば、その仕事の大半は国の仕事とされていて、国のやる仕事をお前たち地方にやらせているんだ、と。だからお国の仕事、国の法律に従い、お国の方針通りにやれ、ということで、道路にせよ何にせよ殆どは国の仕事であって、それについて地方自治体も自治体の議会も殆ど口をはさめない。という様なことでしたから、市役所の職員の方も何かその市民から質問があっても答えられない。自分で判断するなんてことは許されない。それで「本省」、というのは道路の事ならば国土交通省、教育のことなら文部科学省ですが、そういう役所へいちいちうかがいを立てなければ、実質的な行政は何もうごかなかったのです。

このように、市町村のやっている仕事の大半は国の事務である。これらの仕事は、国が市町村長という「機関」に委任しているのだということで、機関委任事務と呼ばれて来た。その機関委任事務が市町村の仕事の大半だったために、市町村で自主性が発揮出来ないという時代が、明治以来続いてきた。そこに戦後半世紀余りを経てようやく、これは私が勝手につけた呼び名ですけれども、2000年

分権改革という形で、風穴が開けられたわけです。その結果大半の仕事が市町村の独自の事業になりました。それからそうでないものは、法律に書かれている一部の事務については、本来は国の事務・仕事だけれども市町村の仕事になっています。

一番わかりやすいのは選挙の事務ですね。例えば衆議院議員の選挙、まあ参議院でもいいんですが、国政選挙は当然国の仕事です。だからといって、すべての地域に国家公務員が外向いて、選挙の受付する訳にはいかない。これは市町村でやるのですから、これは国の事務の範囲ではあっても市町村に委託してやる。もちろん市町村長や議員の選挙は、市町村が自分の事務として行います。そういう国と都道府県・市町村間の関係を、広範にわたってはっきりさせたというのが、この大改革の大きな意義だったのです。その結果、従来上下関係とされてきた国と地方自治体が対等に議論できる建前になりました。そうすると市町村の職員も今までは、何かあったら、国、つまり中央省庁に聞けばいいといった安易な態度でなく、自分たち自身で勉強し考えなければいけないことになりまして、市町村の独自性が発揮されるような時代になって来たのです。こうなると市町村もまあ大げさにいうとひとつの国家である。日本という大きな国家の中に、市町村と云う小さな国家がたくさんあると考えてもいいでしょう。

本来市町村の行うべき事務については、市町村の中でもって、ここでいえば市ですけど、市の中で判断し実行しなければならない。もちろん国と市町村ではスケールも力も違うわけですが、ケースによって国と対等にやりあって行くことも必要になる。一方地方自治体の内部ではこれまでどうだったかという、これまで物事はどのように決まっていたかという、形式的には市長がまず提案し、それを議会が大抵はそのまま承認するというようなことが多く、実質的には専制に近い。そこに市民の出る幕は無かった。登別がどうだったかは存じませんが。

しかし、それでは成り立たない時代になって来た。これからの地方自治体の原点は市民である。これまでも建前はそうだったけれど、いよいよ市民こそ主権者の時代になって来たというのが大変大切なところであると思うのです。これまでも市民が市長を選び、議員を選んで来たのですが、選ばれた市長や議員は、任期の4年間は市政の一切を市民から任されたと重い込み、市民の方もそのことに疑問をいだかない。そうしたケースが多かったのではないのでしょうか。しかし、市民運動が活発になり、市民のニーズが多様化してきて、さらに社会の変化が激しくなると、それでは行き詰ってしまいます。そうした風向きの変化に気づくのは、多くの場合市長の方が早かったようです。遅れを取ったのは議会の方で、これは一般論ですけども、議会の方は、おれたちは4年間信任されたのだから市民の声を積極的に聞こうとしないような状態が長いこと事続いて来たよう思えます。

そうではなくて、これからは市民主権の時代で、市民が三角形の頂点に位置し、下辺の両端を市長と市議会が支える。3社はそれぞれ対立関係といってはよくないかも知れませんが、緊張関係を保ちながら協力して進んでいくべきなのです。そういう場での3者の権利義務その他の関わりを、市民なのです。

ですから、自治体の憲法といういい方が一般的ですけども、私は「市民の憲法」といった方がよいのではないかと考えています。それで、私たちの、これはちょっと後ほど申し上げるつもりですけども、三鷹市自治基本条例の作成過程で、私たちいろいろ議論したなかに、市民が主権者であるということをはっきり書くべきだと強く主張した結果、市の当初案には無かったのですが、最終的には前文に明記されました。今日皆さんにお渡ししてある資料では……、あ、すみません、前文は少し長いので省略してしまいましたが、前文の冒頭に「主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない」と書かれてあります。

そんな訳で、自治基本条例と云うのは市民の憲法なのですが、これが実のところ、市長にとっても、市の職員にとっても、市会議員の皆さんにとっても、鬱陶しい存在なのですね。市民の権利をいろいろと規定してあるのですから、この条例にこうあるからこうだと拘束されるのはどうも面倒だなあとホンネでは思っている古いタイプの方が、市役所にはまだたくさんおられるのでは無いかと思うんですが、もっとひどいのは議会でありまして、議員の方々は、とにかく任期である 4 年間の市政はわれわれに委任されたのだから、この間は市民に干渉されたくないと思っている議員が少なくないように感じます。これは、もちろん一般論で登別のことではありません。しかし、われわれが運動して市議会に行きまして、そういう態度をとる議員、中には会派として一致してそういう態度に出る例もあって、とにかく何にも受け付けないと云う所もある様な、そういうのはなかなか改まりません。そうはいつても、自治基本条例が一旦できてしまうと、市民の武器といったら大げさかもしれませんが、具体的な条項を根拠に市政に意見を述べる有力な手段になります。

議会については、今申しましたように一般的には保守的で、特に自治基本条例の類いはなるべくならつくりたくないと思っているところも多いのですけれど、中にはそうでもないところもあって、たとえば三重県の四日市市の市議会などは、議員の方が積極的で市が作らないのであればおれの方でつくりたいと、議会主導で案を作り、成立させたような例も出てきています。北海道では、栗山町のように議会自ら議会基本条例をつくる議会も出て来ていますね。

今なぜ自治基本条例かというところに戻ると、2000 年分権改革がきっかけになったということと、もう一つ、どこの町でも同じですが、市民運動が大変盛んになって来ましたね。テーマは色々ある。図書館運動から環境問題まで、色んな形の市民運動が全国に無数にあり、日々活動している。そうした市民運動が高まるにつれて、当然身近な行政機関である市役所や町村役場との接触が増え、市民参加の意欲が向上して来る。2000 年分権改革と市民運動の高揚という二つの流れに乗って、自治基本条例制定の要求が急速に伸びて来たのだと思います。これは稚内市役所の調査なのですが、1 月 1 日現在で既に 190 の条例が出来ているということなので、4 月には 200 を突破するのは確実でしょう。ここまで来ると、自治基本条例を持たない市町村は自治体として不完全といわれるようになるのは時間の問題ではないでしょうか。

それともうひとつ、この地域が民主党天国の天下らしいので申し上げるわけではないのですが、民主党の唱える地域主権ですね。これまで地方分権という言葉があって、これは国が持っていた権限を地方に分け与えるという匂いがかかなり強い。それに対して、地域主権というのはまさに市民主権というか、私たちの方が主権者であるということをよく言い当てた言葉です。この地域主権、市民主権を掲げてチェンジを果たしたという意味で民主党の功績が大きかった。実は私は、右から左まで幅が広すぎる民主党をあまり信用していなかったのですが、なかなかやりましたね。

あのチェンジの中でも一番みんなが驚いたのは多分、仕分けというもので、これで 7 兆円の無駄を省こうと思ったのに 7000 億円しか出なかったから失敗だという見方もありますが、ああいう形で予算の作成過程が表に出て来るということはこれまで無かったことなので、これを市民より先に民主党がやったとは大変なことでした。これは自民党の谷口参院議員会長だったかが、あの時びっくりして「あんな仕分けをどうして俺たち自民党がやれなかったのか」と、ぼやいているのがテレビのニュースで何度も繰り返されましたね。政治献金疑惑等いろいろ問題はあるようですが、政策面に限れば、民主党は新しいことをかなりやっていて、地域主権戦略会議というのが早々に作られています。それから、国と地方の協議の場をつくるという。これは、今まで地方のことについても地方の意見を聞く前に国の役人が勝手に大方針を決めてしまったのを、知事会、全国市長会などを通じて地方の要望

を取り入れるための協議の場を作ろうというものです。

それから、地方自治体を地方政府という呼び方は、随分前からいわれているけれど、これは一部の関係者がいうだけで、国の役人は問題にもしなかった言葉ですが、民主党は地方政府基本法というものをつくろうとしている。さらに、地方自治法についても、さっき 2000 年自治体改革で大改正が行われたといいましたが、その時積み残した点もふくめてもう一度抜本的改革を加えようということもいっています。

原口総務大臣や、その下で働いている逢坂議員らのお話を聞く機会がありましたが、表の代表が原口さんなら、裏で懸命やっているのは逢坂さんと云う感じで、地方自治については大変熱心にやっておられる。ちょっと話が民主党に傾き過ぎましたけれども、チェンジというのは大変なことであって、自治基本条例というのがこういう時期、時代に生まれ合わせたということは非常に意味があるということを示したかったのであります。

次に市民が生み出した三鷹の自治基本条例ですが、先ほど申し上げた 375 人のみたか市民プラン会議は 10 の分科会に分かれて議論し、最終的に基本構想の素案である「みたか市民プラン 21」に集約して解散しました。素案の内容の多くは三鷹市基本構想と基本構想に反映されたわけですが、その一つに自治基本条例制定の提案がありました。この時点では二セコの条例もまだ成立しておらず、自治基本条例そのものがまだ十分知られていなかったもので、非常に斬新な提案でした。お手元のレジメの 2 枚目後段の図表のうち上からの 3 行は、この会議が各分科会の提案を集約して素案としての「市民プラン 21」を市長に提出、市長部局との間で意見の投げ合いが行われた。その結果を踏まえて市長が議会に案を提示して意見の交換が行われ、最終的に議案が可決されるまでの関係を簡略に描いたものです。矢印が上下両方に向いているのは、提案に対して意見が戻って来て、それに対してまた新たな提案がなされるという双方向の関係を示しています。

さて、一般に役所がつくった構想や計画でも、必ず実現されるとは限らない。計画は立てたけれどもやむやむのうちに立ち消えになるというのはよくあることです。で、私の所属した 9 分科会、というその自治基本条例を提案したところの部会ですが、その第 9 分科会の人たちは、市がどれだけ乗り気になるのかわからないし、書いてあるけれどもなかなか実現しないんじゃないか、というような心配をして、これはなんとかして成立まで見届けたいと云う願いから、本体の会議の解散のとき、他の分科会の有志にも呼びかけて「自治基本条例をつくるみたか市民の会」を立ち上げました。資料の年表では 01 年の 11 月のところに市民プラン 21 会議解散、自治基本条例をつくるみたか市民の会結成と書いてありますが、そういう形でわれわれの会合が始まった訳です。これが本日、私が一番お話ししたいところだったのですが、時間が残り少なくなって来たのであまりしゃべれそうもありません。

ただ、新しく結成されたこの市民の会の特色は、「研究体であり運動体である」ということでした。市民運動というと、役所に対し、あせい、こうせい、という要求、物取り運動なんて冷やかされたこともあるけれど、まあ、物とは限りませんが、要求をする運動が多いですね。そこで、私たちは自治基本条例をつくれと口先で要求するだけでは、市がいつ腰を上げるかわからないから、ならばわれわれの理想とする自治基本条例とはこういうものだという案を研究し、自らの手でつくって見せようと考えたのです。とにかく先例が無いわけですから、市役所の人たちだって十分には理解しないまま、要求があったから入れておこうか、という軽い気持ちで基本構想に入れてくれた感じもしないではなかったんです。そんなことではいつになったら実現するかもわからない。ならばわれわれの方から案をつくって示そうではないかということで、別に市役所から頼まれたわけでもないのに、勝手に理想の条例案づくりを始めたのです。だからそういう意味で、自治基本条例の望ましい姿を研究するから

研究体である。次に、その案ができればその案に基づいて、実際に市に制定実現を働きかけて行くという意味で運動体である。その二つの面を持つユニークな団体であるということを旗印に掲げました。30人には届かなかったですけども、20人余りが集まって案づくりを始めました。

しかし、会員の中でも自治基本条例に関する知識は十分ではなかったもので、まず、法律・条例の成り立ちについて市役所の幹部職員らを呼んで勉強することから始め、一方で自治基本条例について詳しい大学の先生とかですね、地方自治全体のあのう神様みたいなひととか、さいわい三鷹という所は割合近くにそういう方たちがいるものですから、気安くお願いして研究を重ねました。一応の勉強を終えてから案づくりを始め、第1次試案、2次試案、3次試案と進めて行き、試案ができるたびにホームページに発表したり、先生方の意見を聞いたりしてやって来ました。

その過程で、市民と議会と市長＝行政が、自治基本条例の3要素なのですが、その中でも一番遠い存在だった議員の意見を取り込もうと「議員の意見も聞く会」を開きました。与党である保守的な2会派が出席を拒否、野党会派だけが来てくれて、それでも随分勉強になりました。そうしたさまざまな方面の意見も取り入れながら試案をつくって行ったのです。

一方、市は、自治基本条例制定への第1歩として、02年秋、三鷹市まちづくり研究所に意見を求めました。このレジメ枠内の図表の上から4行目、段落の下にまちづくり研究所と書いてありますね。ここで論議を重ねた結果の報告書が市長に答申され、市長がその報告書に基づいて、素案である要綱案、条例の形式にまとめた検討試案、正式な議案を順次つくって議会に提出したという、成立までの段階を簡単に図示したものです。右側の点線に囲まれた部分は、このまちづくり研究所に市民の会の会員が参加したことと、市民の会の3次にわたる試案がこれに反映されたことなどを示しています。最後の1行は、市民の会が条例成立後も、よりよい条例へ向けての働きかけを続けているという意味です。

さて、まちづくり研究所というのは三鷹市独自の組織であって、まあ、審議会的一种とっていいんですね。名前は研究所だけれども、テーマが生じるごとに分科会を設けて諮問するシステムです。当時の市長は大変理解のある市長でして、この年の春、私たち市民の会が、市長のやる気を知るため面会したところ「皆さんがそれほど熱意を持ってくれるとは、こんな心強いことはない。ぜひ手を組んでやりましょう」と立ち上がって握手を求めて来たくらい好意的でした。まちづくり研究所の自治基本条例の分科会は12人ほどのメンバーでしたが、そのうち3人を私たちの会に割り当ててくれたのです。他に学識経験者が3人か4人で公募市民が2人、その他の市民代表が2、3人いたのかな、とにかく市民の代表が多いと感じました。私たちの市民の会は、要するに勝手連のような存在に過ぎなかったけれど、市長に会見したときの約束を守って異例ともいえるべき3人の人数を割り当ててくれたのです。この分科会が一年以上をかけて報告書をまとめたのですが、たまたまその最中に統一地方選挙があって市長が変わってしまったんですね。そのためちょっとニュアンスが変わっちゃって、必ずしも私たちの期待通りには進まなかったんですけど、この話はちょっと省略します。

座長は、東大、国際基督教大学教授を歴任、日本自治学会会長もつとめた西尾勝さんという地方自治の分野で権威でした。その先生が最初にいったのは「私は実は自治基本条例については素人である。ところで、あなた方市民の会では、既に試案をつくっているそうなので、それを参考にさせて欲しい」ということでした。そこで私が代表して試案を説明し、この試案が原点となって、まあ中身は色々変わっちゃったんですけども、以後の議論が進められました。この資料の最後についているのは市民案第3次試案ですが、これでも判るように、第1章総則、第2章市民と市民自治、第3章議会、第4章が行政、執行機関と書いてあります。この章立てがそのまま研究所の報告書を経て三鷹市自治基本条例

にも踏襲されました。もちろんわれわれが試案に書いてあったのに容れられなかった点多々ありましたが、報告書、これは審議会の答申と思って頂いていいわけですが、その中かなり多くの提案が取り入れられました。これが市長に答申され、次の市長に答申したのでけれど、その報告書を基本としながらまた市の方が手を加えて、議会に提案されたわけです。

まず、何条何項という条例の形をしていない要綱案というものが議会に示され、次に条文の形をした検討試案というのができて、その都度市議会の意向を聞きながら、最終的に議案にまとめて議会に提出されたのはレジメにある図表の通りです。その各段階で議会に最初に示すのは止むを得ないとしても、すぐ市民にも示すべきなのに、市民への説明は議会より1カ月以上も遅れました。ただ、(情報公開や説明責任等の規定が整備された)自治基本条例ができた現在では、こんなことは許されないことになりました。当時はこうした規定は何もないので、市民への説明は後手、後手に回されがちだったのです。三鷹市も市民に対する説明という点では大変遅れていましたね。

それでわれわれは大変憤慨したのですが、やっと開かれた要綱案の説明会というのが大きな会場が用意されたにもかかわらず、市は広報紙に小さく1回載せただけで、それ以上のPRをしなかったもので、会場へ行って見たらえーと何人いたのかな、驚いたから記録してあるんです。12人しか来なかった。これは、大型台風来週の予報は外れたけれども雨という悪条件ではあったのですが、それにしてもせっかく広い会場にわずか12人というのは…。しかも12人のうちで6人が私たち自治基本条例を作る市民の会の会員で、他に熱心な市会議員が2人来ていたんですね。そうすると、本当の市民というのは4人しかいない。

これでは市民に説明したことにならないと考えた私たちは、終了後、もっとPRした上で説明会をもう1回開くべきだと市側に食い下がりましたが、市側は遂に逃げ切って2度と開きませんでした。次に、この要綱案を条文の形にした検討試案というものができて、今回は先ず議会に示した後、前回より早く市民の方にも知らされました。これについての説明会は、35人と今度は前回よりも参加者は多かったのですが、実は私たちの会員が16人いたから、一般の市民は20人足らずということになります。これも明らかにPR不足が原因なので、再度強硬に抗議しましたが、責任者の企画部長は今回も逃げちゃった。で、前回はそのまウヤムヤになってしまったけれど、今回はそのことが上司である市長か助役の耳に入ったんだと思うんですね。後日助役の方から市民の会に電話が来て「ちょっと皆さんにお話があるので来て欲しい」というので出向いてみると、要するに、説明会をやり直し、今度は担当助役自らが直接説明するのです。

この時私たちの会では、市民のための自治基本条例なのに内容が市民に十分説明されないまま進んでいくのは問題だと考えて、他の主だった市民運動の団体の代表者に呼びかけて「市はもっとしっかり周知する努力をするべきだ」という趣旨の共同声明を出そうということの了承を得ていました。そこで共同声明の案文を書き始めたタイミングで連絡があったので、それを諒として声明は陽の目を見ずに終わりました。そして急遽追加された説明会も参加者もあまり多くはなかった。これはやっぱり市民の質も悪いんだらうと思うんですが、市が本気にならないとなかなか人は集まらない。そういうところはわれわれ市民運動が補わなくてはいけないんですけれど、それはなかなかうまくいかないものですね。

そういう経緯をたどって、いよいよ、年表に05年06月と書いてあります6月議会に自治基本条例案が提出されました。舞台が市議会に移ったわけですね。議員にとっても鬱陶しい存在になる自治基本条例を議会がどれだけまじめに審議してくれるかという心配もありましたが、そのこと以前に、先ほど申し上げましたようにこの条例案が市民に対してほとんど説明されていない。議案として提出さ

れるまでに説明会に出席したのは合計しても100人ほどに過ぎないという状況では余りにもひどいので、市議会の方で独自に公聴会を開いて市民の意見を直接聴いてほしいという請願を出しました。請願と云うのも考えて見ると請い願うという、明治以来の古い名称で、私たちが選んだ議員に請い願わなくちゃならないというのはおかしいんですが、法律にそう書いてあるんで仕方無く請願を出しました。ところが、この請願を市議会がまじめに扱わず審議未了のまま6月議会の会期は終了してしまっただ。自治基本条例案自体も次の9月議会に継続審議となり、これについては委員会審議を経て可決の趨勢になったのですが、請願の方には手をつけず、結局、会期終了間際になって否決されました。ただ、さすがの議会も請願を3ヶ月も放置したあげくに否決とはあんまりだと思ったのか、急遽参考人の意見聴取をすることになり、自治基本条例をつくるみたか市民会を代表して私と、もう一人学識経験者として大学教授が呼ばれたのです。その教授が、実はわれわれの会の会員でもあったので、当然推進派です。公聴会とか参考人の意見聴取と云うのは賛成と反対の両方の意見を聞いて成り立つものなのに、賛成側二人に聞いただけでことたれりとするのとは随分おかしなことです。三鷹の市議会はそれほど遅れていたわけで、たいへん後味の悪い結果となりました。

三鷹氏自治基本条例は9月の市議会で可決されたのですが、同じ頃に登別市の基本条例も可決されたと思います。ただ、三鷹の条例は翌年の4月に施行されたのに対して、登別は可決後間もなく12月の内に施行されたということなので、登別の方が実は先輩なのです。

ですから、その先輩の所に来て、こう偉そうの話をするのは大変心苦しいのですけれど、それでも、私たちのユニークな活動についてはちょっとご紹介したいなあという気持ちもあって、ついつい長くなってしまいました。この他お話ししたいことは一杯あるのですが全部省略いたしまして、次の条例成立条例成立後の市民の役割(フォローアップの重要性)に移ります。しからば、この基本条例ができて、三鷹はどう変わったかということの方々に聞かれるんですが、それは非常に苦しいところがある。あまり変わっていないんですね。あまり変わっていないけれども、それでも変わったというのは、先ずひとつは、市も議会も、さまざまな場面で自治基本条例にこう書いてありますから、というように、条例を引き合いに出すようになって来た。これは大変な進歩だと思います。条例で義務づけられている事項は自信を持って整然と進められなければならないし、禁止されている事項は当然やってはいけない。そういう大枠の基本が示されているので、施策の立案が慎重になり、市政が安定的に運営されて、市政に関する市民・議会・行政の間の議論もかみ合うようになって来ています。三鷹市自慢の施設である市民協働センターの運営をめぐって、自治基本条例を武器に当局と論争を挑んでいる市民グループもあります。相互間の議論の活発化にも役立っていて、大変にいい事ではないかと思えます。

それからもう一つ変わったのは、変わったとはいえないかも知れませんが、自治基本条例がつけられると、当然、それに基づいていろいろ準備しておかなければならないことがある。その点で三鷹市は非常に優秀な職員がいてまじめにやっていますから、関連する各種の条例や規則などを立案し、自治基本条例施行と同時に実施に移せるように、例えば、三鷹市自治基本条例にはパブリックコメントの条項があるのですが、その施行要領を定めるパブリックコメント条例というものを、自治基本条例の施行された4月1日と同じ日に施行できるように議会に提案して可決されています。それから、市民会議・審議会等の会議の公開等に関する条例。これは自治基本条例の中に市民会議・審議会の公開について書かれているため、公開しなくてもよい場合などを示しているもので、あまり前向きと云えないかも知れません。市民会議・審議会に関しては、議会の議決のいらない施行規則や基準もつけられました。その他、住民投票の実施の請求に関する規則、さらに職員の公益通報に関する要綱。これらのうち、市議会、審議会設置及び委員の選任に関する基準というのは、審議会なんかでし

ばしばいわれるの、当局寄りの人ばかり集めるとか、たとえば代表なんかいつも同じ顔ぶれになることがしばしば起こりがちだということです。だんだん違って来ているとは思いますが、意図的ではないにしても、結果として男ばかりだったり。女性がほとんどいないとか、そういうことではいけないと基本条例に書いてあるものですから、それらについて男女の比率があまりそのアンバランスにならないようにとか、同一人が同時に複数の審議会・委員会に所属しないようにするとか、あまり長期にやらせないとか、いうことをもう少し具体的に書いたのがその基準です。そのような自治基本条例施行に伴う条例とか規則とか基準とかをいくつもつくりました。これだけのものを、条例施行までの短期間に整備するのは、市の職員もたいへんだったと思います。

さて、自治基本条例成立で、私たちの「自治基本条例をつくるみたか市民の会」はどうしたかというと、内容に不満があっても条例はつくられてしまったのだから、名称から「つくる」を取って「自治基本条例みたか市民の会」と改め、引き続き条例の施行状況をフォローアップしていくことになりました。もちろん自治基本条例は市民一丸となってフォローアップして行くべきものですが、会としてはさしあたり、会員の間でもっとも不満の強い議会条項について改正の方向で試案を検討しています。そのために市議会各党派議員との懇談会なども企画しています。

時間が迫ってきた気配ですね。よその市のことを批判的に話すのはあんまり好ましくありませんが、折角参りましたので登別市について、時間が若干オーバーしますが話させていただきます。登別市まちづくり基本条例について私が感心したのは、市民参加について割合、ゆっくり丁寧に時間を掛けておられたのではないかと。先ほど申しましたように、三鷹市では一般市民に対する説明会を僅かな回数しか開かず、しかも周知を徹底しないため殆ど市民が集らなかったのですが、うかがったところでは、こちらの方が説明会の回数も多く、参加者の数も多かったらしい。参考までにこちらの市民は5万人位とかがっていますが、三鷹はその3倍17万人ほどいるのに、実際は登別の3分の1くらいしか説明会に来なかったのではないかと思います。

そういう条例のつくり方と、もう一つは市民自治推進委員会の設置に大変感心させられました。実は私たちもこうした機関をつくりたかったのですが、うっかり第1次素案をつくる時に抜けちゃったんですね。いったん抜け落ちてしまうと後からはなかなか思い出さないものですね、誰も。2次案になっても3次案になっても思い出さないで、そのまま抜け落ちちゃったのですけれど、これはやっぱり入れたかったなあと残念です。この自治推進委員会は、こちらの条例の最大の特徴といっているのではないのでしょうか。

今度はちょっとコメントになりますが、登別市まちづくり基本条例が、その長さにおいても三鷹の条例に比べて短いのは、具体的な条項が少し欠けていて理念条例といった方が近いのではないかという感じがしないでもない。私たちの方には入っている、公益通報とかパブリックコメントとかの具体条項が弱いんじゃないかなという感じを持っています。例えば、オンブズマンという制度のことをお聞きになったことがあると思いますが、要するに苦情処理機関のことですね。これが三鷹の条例には入っております。実は依然からオンブズマン制度はあったのですけれど、それを条例に入れたことによって改めてオンブズマンに関する規則が強化されました。その外、私たちの運動を通じて入れられた提案はいろいろあって、全部お話ししたいんですが、全部書略させていただきます。

今日は言いたいことの半分も言えませんでしたがお粗末なお話でございましたけれども、御静聴ありがとうございました。

内仲様、どうもありがとうございました。時間が過ぎていますが折角ですので色々お聞きしたい点等ありましたら数名の方のみになると思いますが...はい、どうぞ。

質問

初めての事を進めるのは非常に大変だということがお話を聞いて感じました。その御苦勞の跡が凄くしのばれる話で本当にどうもありがとうございました。

質問ですが、我々も非常に苦勞している処は、基本条例を作ったとどちらかというとその理念が先走った理念条例であると我々も感じております。それをどう直していったらいいのか、どう具現化して行ったらいいのかこれから十分に詰めていかなければといかんと考えているんです。質問の第1点目、基本条例と当然それを進めて行くためには、基本計画と旨く照らし併せて行かなければいかと。

それが最終的に以前からずうっと続いている事業にどう関連するのか、そういう所を意識してつなげていかなければならないではないかなと考えております。沢山ある事業を実際どういうふうにして、結びつけて活動して行ったらいいのか。その辺の知恵があったらまずひとつお答えいただきたい。

2つ目は、こう云う条例を作ったときにどうしても少数の市民で、ほんの僅かな人たちが集まって知恵を出して作っていると思うんですが、出来たあとに市民に周知徹底と云う形、知らせる手段、どう云うタイミングでどんなふう展開すればいいのか、お話の中では説明会を開いてとありましたが、集まってきている方が非常に少ないとのお話がありました。ホントにそれだけで進めていいんだろうかと云う疑問を感じております。この2点について、若し知恵があったらよろしくお願ひいたします。

はい、最初のご質問ですが、基本条例と基本構想・基本計画はちょっと違うもので、基本条例の方は、市民・議会・行政のあり方を定めて市政運営の規範となる重要な条例ですが、市が必ずつくらなければならないというものではない。つくるか否かは各自治体の自由です。これに対して基本構想は、地域の総合的・計画的な運営のための基本的な方針を定めるもので、地方自治法で各市町村に作成が義務付けられています。普通は市役所の方で案をつくって、議会が可決して成立します。議会との力関係もありますけれども、大抵はあらかじめ根回しが出来ていて、シャンシャンと可決されるようです。そういうものですから、それを市民が、市がつくる前に勝手に作るわけには行かない。仮につくっても、残念ながら市民には提案権がない。議会の議決が必要ですから、市長が提案してくれないと議決が得られない。先ほどご紹介した三鷹市基本構想も、あらかじめ結んだパートナーシップ協定によって、市民のつくった案が「最大限に尊重」されたけれど、最終的には市がまとめ、市長の名前で議会に提案、可決されたわけです。

そんなわけで、基本条例と基本構想は性格が異なるのですが、基本条例の中で基本構想の策定手順などについて触れるのはかまわない。三鷹市の条例は入っていないけれど、こちらのまちづくり基本条例には書いてありますよね。基本構想と基本計画とあわせて総合計画とあったのかな。広く市民の参加のもとに策定しなければならないという形で書いてあったと思うんです。また、三鷹市の基本構想は、自治の推進に関する基本的な制度を整備するとされ、それを受けた基本計画では自治基本条例を04年度までに検討・制定するという具体的な年次計画が示されました。ただ、それは書き入れるか入れないかという問題であって、基本構想・基本計画自体を自治基本条例と直接つなげるということとはちょっと難しい。ということで、私には、うまく説明できないので、お許し願ひたい。

次は、策定された自治基本条例の中身の徹底ですね。これは初め、まだ案の段階から周知を徹底すべきものです。それなのに、説明会に市民があまり来なかったのは、もちろん市民にも責任があるけ

れど、やっぱり市自体が周知にあまり熱意が無かったためではないかと思っています。先ほど申し上げたように、一部の職員にとっては自治基本条例とは鬱陶しい存在に思われたのではないかと。それと、私は、条例制定に熱心だった市長が途中で引退してしまったことにも関係があるのではないかと思うんですけど。でも、何もしなかったわけではなく、市の広報紙が週1回かな、発行されておまして、それに説明会の開催日時が小さく載ったのですが、それだけでは市民の目にとまらない。人は集まらない。だから、ポスターはるなり、あるいは、なんらかのもっと周知徹底する必要があった。例えば、市も出資しているケーブルテレビなんかももっと積極的に使うべきではなかったかと思うんですが、そういう点で市は足りなかったと思いますね。ただ、そのう、条例の案については全文を広報紙に発表して最低限の義務は果たした。それを読んでもらえばいいというつもりだったのかどうか判りませんが、積極的に説明会に来てもっと質問して下さいよという姿勢に欠けていることを私たちは問題にしたのです。

たしかに広報紙には要綱案とか検討試案とか、最終的には成立した条例の全文も載りましたから、読もうと思えば読めるという状態ではあった。ただ、自治基本条例とはどういうものか、その意義を知らない市民が多いので、私たちの会も何かやらなければいけないと思って、お手元の年表にはちょっと書いてあるんですが、2度ほどシンポジウムを開きました。講師として学者の先生のほかに自治基本条例を既につくっている先進市、つまり三鷹よりは先を進んでいた市の市民運動の方々に来ていただきました。ここよりよっぽど狭い会場で、まあ教室みたいなところに50人は来ましたから、小さな市民団体の主催としてはまずまずの数です。前後して市もシンポジウムを主催しましたが、参加者は私たちの方が大勢集ったので、まあ、よかったなあと思いました。そういうことで市もまあPRという点では非常に足らなかったのは事実ですね。

三鷹市は、先ほど来申し上げているように、皆さんに市民参加先進都市であると実態以上に高く評価されてますから、一旦そういう行事の情報が流れますと全国から来るんですよ。全国と云うのはオーバーですが、私たち市民の会のシンポジウムですら、遠くは福島県あたりからも参加者がありました。市が条例成立後に主催したシンポジウムは、市が外部を意識して、本来市民にPRすべきところを全国にPRしてしまったものですから、北海道からも来たという人もいたほどで、満員になってしまいました。

そういうことで三鷹市のやり方はチグハグでしたけれども、まあ、少なくとも広報紙に全文を載せるという最低限必要なことはやっていた。ここに『三鷹市自治基本条例ハンドブック』という色刷りの立派な本があるんです。これに自治基本条例全文と解説、それから関連する規程などが載っていて、たいへん便利なのですが、主に職員向けの学習資料ということでわれわれ一般市民はもらえません。外部からの見学者に配っているらしいけれど、われわれはたしか300円です。こちらでも『登別市まちづくり基本条例 解説』という簡単な資料をつくっておられるようですね。全市民に配布されたのかどうかはわかりませんが。

戦後、日本国憲法が出来た頃のことをご記憶の方も、まだ結構いらっしゃると思いますが、もちろんまだ生まれていなかった方も、ここには大勢いらっしゃるのでしょうか、私のかすかな記憶では、物資のない時代でしたから、こんな文庫本でページ数はわずかなペラペラものでしたが、新憲法全文の冊子が配られたように覚えています。財政難とはいえ、物質的には当時と比べものにならないといい時代なのですから、「市民の憲法」も、全文にできれば簡単な解説や資料をつけた小冊子にまとめて、全戸に配るような普及のための努力が、大切なことではないかと思っています。

どうもありがとうございました。

ありがとうございました。それでは時間の方が少々無くなりましたので、あ、もう一名の方だけ、

田淵と申します、お時間が迫って申し訳ありません。このあとの関係もあり参考にさせていただきたいと思います。先生から色々お話ありました。私どもの条例と御地の条例を比較して簡単にいいますと登別市の方は理念条例なのかなと、三鷹市の方はある程度具体的なものがかなり掲載されている。その中で2点ほどお聞きしたいのですが、ひとつは先ほどご紹介ありました「オンブズマン」規約を入れられたその経緯、どう云う感じで入れられたか、前向きなのかと私は思いますがそれが1点。

2つ目は、住民投票請求ができること、私どもの場合は「市民投票制度」で、なんか、さっぱりそのう住民は出来るんだと書いてあるようなが、実際には出来るのかと感じがする文面になっていますし、解説もそうになっています。考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

ご質問は、まさに私が最初いい残したことなのです。オンブズマンについては先ほどちょっとだけ触れましたけれど、具体的には、行政について市民から苦情が出されて、役所の関係部局との間に調整がつかない場合に、職員に代わってその処理を公正・中立の立場の第三者の判断を委ねるシステムの中で、その第三者をオンブズマンといいます。外来の制度で、日本の実際の行政に取り入れられ始めたのは割合最近です。オンブズマンとは、おんぶにだっこを連想させるような変な名前ですが、適切な訳語が見当たらないため、外国語がそのまま定着してしまったようです。三鷹市というのは、そういう新しい制度を取り入れるのが得意な所で、オンブズマンは全国初では無かったけれど、全国初というのが沢山あるのです。なにか新しい制度や仕組みが出てくると、サーっといち早く取り込んでしまうのですね。全国初として新聞に載るのを喜んでいるというようなところもあります。それだけ研究熱心ということだから、悪いことではないのですが。

そういうことで三鷹市にはオンブズマン制度は既にあったので、自治基本条例に改めて書き込む必要はないという考え方もあるのですが、さいわいオンブズマンに関する項目が書き込まれました。私たちはオンブズマンの市からの独立性をもっと強調するべきだと思って、オンブズマンに市の関係機関への立ち入り調査権を認めるよう主張をしましたが、これはボツになりました。

次は、住民投票でしたね。これこそまさに言い忘れたところで、こちらのほうで、ちょっと問題があると思うのは、登別市の基本条例には、市が主導する住民投票のことしか書かれていないですね。住民投票というものは、本来われわれ市民の方から、こういうことをやるべきだ、あるいはやるべきでないという意志を投票によって鮮明に示すことができる市民発意、市民主導の投票でなければならないものです。

ところが、こういう市民主導の住民投票の制度については、地方自治法にも直接的には書かれていないのです。そのため実施するのは簡単ではない。それを最初にやったのは、もう、20年くらい前かなあ、新潟県の巻町原発だったかと思います。その原子力発電所建設計画に町民の反対運動が起こりまして、それでは賛否を住民投票で決めようじゃないかとかということになったのですが、簡単には実施できる制度がない。どうしたかということ、方法が全くないわけでは無くて、まず市長(この場合は町長)に対して、この場合には原発をつくることの賛否を問う住民投票を行うための条例の制定を請求要求するのです。賛否の署名ではなくて、住民投票実施のためのこういう条例をつくってほしいという署名です。ところが、これが簡単ではなくて、市民の側で条例案までつくった上で、有権者の50分の1の署名を集めなければならない。その条例の案、例えば原発建設がテーマとして、投

票権は建設地域の住民に限るのか全住民か、賛否の二者択一とするのか第三の選択肢も設けるのか、投票結果は当局を絶対的に拘束するのか単なる尊重義務か、などなど。とにかく条例の形にして提出しろというのですから、厳密に考えれば一般市民にとっては結構面倒な作業ですね。ということは、私たちも自治基本条例の試案づくりで実感しました。

有権者の50分の1というのは、仮に有権者が50万人であれば、1万人の署名を添えて市長に提出しなければなりません。それを選挙管理委員会が、署名者の一人一人が有権者であるか厳密に点検します。その上で市長が市議会にこの条例案を提案するのですが、その時、市長の意見を添えることになっている。だから市長が反対意見をつけることもあり得る。議会は市長と対等の機関ですから独自の判断ができるはずですが、市長の意見に影響されて否決されてしまう恐れもある市民に不利な制度です。

そこで私たちの会は、もう少し市民に扱いやすい制度をつくろうと考え、あらかじめ定めた条件を満たせば、議会の議決を経ないでも実施できる「常設型住民投票」といわれる制度を目指したのですが、結果的には意に沿わないことになりました。三鷹市自治基本条例が、現行の地方自治法の制度と異なるのは、投票資格の年齢を18歳以上まで引き下げた点くらいです。

登別の基本条例に戻りますが、ここには市長発意の住民投票のことしか書かれてない。私たちも果たせなかったのですが、住民発意の投票についても触れてほしかったですね。市長というのは大変な権限と市民に対する影響力を持っているわけですが、市民の方はどんなに重要な事案でも、市も議員も取り上げてくれなければ実現しないのですから。

そもそも、市長発議の住民投票だけというのは、私見ですが、ちょっと問題があるのですね。議会と市長が事案をめぐる対立関係になったとき、市長がそれじゃあ住民投票で決めるぞ、となるのは一見民主的なのですが、果たしてそれがいいのか。ただ、これも実現しなかったのですが、私たちの試案では、大きな権限を持つ市長に発意を認めず、逆に市の合併や市税の新設、大規模な起債といった重大な項目に限っては、例外的に市長に住民投票実施を義務づけるという提案をしました。

住民投票は市長の武器ではなく、市民の武器なのだと考えることが大切だと思います。

ありがとうございます。

休憩

講評というほど、おこがましいことはできないのですが、皆さんのテーブルを全部回れと云われたのですが、時間切れになり全てを回れなくて申し訳ありませんでした。皆さんのご意見を一度伺いまして、ずいぶん多方面にわたっていたので、とてもその全部を講評するわけにはいきませんが、一番大きい問題はこの推進委員会をこれからどういう風に運営していくかということだと思います。

それで、ほんとの実情はよく判らないのですが、さっきも申し上げたように、この市民自治推進委員会がどれだけの力があるのかということが、この規約のどこにも書かれていないのが一番の問題ではないでしょうか。どなたかが、諮問委員会というものがあって、そちらの方が優遇される様な事もおっしゃっていたと思いますが、そもそも基本条例の内容があいまいなので、それに基づいてつくられたこの登別市市民自治推進委員会規約というのももう一つ裏付けが足りないんです。規約には、政策づくりの促進とか政策提言とか書いてますが、提言した結果どうなるのかという肝心のことが抜けているので、やっぱりわからない。少なくとも、市長は推進委員会の提言を、真剣に検討するとか、最大限に尊重するというくらいは規約に入れるべきだということをお願いした方がいいのではないのでしょうか。

それに関連していうと、ほんとかどうかわかりませんが、どうもまだ市長と話をしたことが無いというか、市長が出席したことがないということらしいんですね。もしそうなら、市長も最近替わられたようですし、一度、会としてお招きして、意見を交換した方がいいのではないかと思うんです。

もとなるまちづくり基本条例自体を修正するのが一番いいのですが、これ結構大変な作業なんです。条例というのは議会を通らなければいけません、こちらの委員会規約の方は、基本条例の中に市長がつくと書いてあり、はっきりいえば市長の一存でも変えられる仕組みですから、市長は一体どう考えているのかという真意を質して、真剣に検討する価値があるのではないかと。本当をいえば基本条例を改正した方がいいのです。私たち三鷹の市民の会が、今一生懸命やっているのが、できて間もない自治基本条例のうち、最も問題の多い第3章議会というところから改正を求めようと、新たな案を作っているところです。案はだいたいできかかっているんですが、これをどうやって実現に持って行くかが難しいところなんです。というのは、最初に市が自治基本条例の素案を議会に提示した時、議会は大筋は認めたのですが、議会に関する部分つまり第3章だけは全面的に書き換えちゃったんです。市長の出した案は、私たち市民の会の提案もいろいろ含まれていたのですが、この章だけはほぼ全面的に書き直してしまって、条文も短くなったものを市長に差し戻した。すると市長はこれに対して何の意見もいわず、議会案をそのまま市の正式提案としたのです。その議会条項だけでも取り敢えず改正させたいというのが私たちの考えですが、まず市長が改正を提案する気になってくれないし、その後議会がどうするか。これ大変困難な仕事なので、ほんとに実現するかどうか判りません。

登別の場合は、基本条例の改正はなかなか難しいけれど、問題の委員会規約だけならば、多分市長を説得し、なるほどもっともだと思わせることができれば、改正の余地はあるし、その余勢を駆って議会、議員にも働きかければ、まちづくり基本条例の本体も変えられるかも知れない。いくら議論しても取り上げられないとか、その結果を待っているという様な消極的なことではちょっと頼りない。それでは委員会で議論する張り合いもなくなってしまうから、たくさんいた会員が少し減って来たというお話もありましたが、まあ、それも無理ないなあと思ってしまいます。率直に言えば、そこそこをはっきりさせることが差し当たって一番大切な課題であります。

さっきから申し上げているパートナーシップ協定というものも、市長が興味を示して結んでくれれば一番いいと思います。それと、部会活動は盛んなようですが、会員が40人位ならば、全員で協議

されている事があったのかどうかよく判りませんが、あまり細分化するよりも、全会員が顔をそろえる全体会議をたびたび開いたほうが活気が出るのではないかという気がちょっといたしました。

それと、若者がどうして参加しないのかというお話がありましたけれども、これは三鷹においても頭の痛い共通の悩みです。ほんとに今の若者というのは、なかなか掴みどころがなくて難しいですね。若者が来ないひとつの理由は、この会も失礼ながら高齢な方が多い、われわれ三鷹の会も高齢者が多い。その中で若い人が一人ではしゃべりにくいらしいですね。だから若い人には、できるだけ仲間をたくさん連れてきてくれるように働きかけて平均年齢を下げ、若い人たちがリードするように仕向ける。私どもでもそれがなかなかできないのですが、会員みんなが有望な若者を探して引っ張って来る、場合によってはよそのグループからスカウトして来るぐらいの熱意でかからないと。所属するグループをやめて来てもらう「引き抜き」とは違うのだから問題はありません。ところで、今初めてうかがったのですが、市民活動センターというのができるんですか？ どのようなものか判りませんが、実は三鷹にも市民協働センターというのがあり、さまざまな市民活動をしている人たちが集って活動しています。私自身も、そこでの交流会でボランティア活動をしている青年と知り合いスカウトに成功した経験があります。いろんな機会をとらえて、やっぱり若い人を入れると云う事は大変大切だと思っております。

あともうひとつ、「協働」という言葉がさっきからたびたび出ておりますが、協働は非常に便利な言葉なので、行政の方も使うし、われわれ市民活動の方でもよく使いますね。でもよく考えて見ると協働なんて言葉は比較的新しい言葉で、昔は協の字はともかく働のほうは同じと云う字を使う方が普通でした。それが最近では働くという字の方が流行のようになって、パソコンによっては、たたと働の字が先に出て来ます。

ところが、その使い手の思惑によってニュアンスが若干違う。市民が使う時は、対等なパートナーとして行政に参画・協力して行こうと考えるけれど、行政の方では、本来市のやるべき仕事の一部をちょっと市民に手伝ってもらおう、言葉を変えれば市民を利用してやろうという思惑が感じられる場合もある。決して悪い言葉ではないし、便利な言葉だけれど、安易に使わないで、常にその意味を互いに確認しあいながら慎重に使う必要があると思います。そういうことから、私たちの会の中でも今問題になっているところです。

講評というには、ちょっと粗雑でしたが、皆さんのかかえるすべての問題をまとめるのは難しかったので、二三の点だけに集約させて頂きました。ありがとうございました。

どうもありがとうございました。それでは、皆さんの方からもまだまだ意見が出しつくせない部分とか、もっともっと意見を抽出したいと云う部分がありますが、お時間ですのでこの辺で閉めさせて頂きたいと思っております。本日は、内仲先生から登別の基本条例で、具体的なパートナーシップや、オンブズマン、住民投票をやった上でどんな権限があるのかというような具体的なアドバイスもございましたし、グループ討論では、市民自治推進委員会がもっともっとPR、幅広く裾野を広げて行く為に、まだまだ努力が足りない、そして若い力を少しでもつないで行ってもっともっと広めていかなければ等等、盛り沢山意見が出たかと思っております。

本日の講演並びにグループ発表を皆さまそれぞれが持ち帰りまして、市民自治推進委員会活動、あるいは、それぞれの市民の活動に生かし今後もご協力お願いしたいと思います。三鷹市の場合もまだまだ色々な取り組みをやっていながらも、困難や壁が現実的にあるとのお話もありました。まだまだ

我々も諦めず、これからの登別市が良い街になって行く為に、ともに努力していきたいと思っております。

それでは、お帰りの際には是非またアンケートのご協力いただきたいのと、市民自治推進委員会にまだ入会されていない方で、入会されたい方は事務局に申込用紙がありますので、是非これを機会に参加して頂ければと思います。

本日は内仲先生並びにご参加いただいた方々、まあ、ほんとに長時間にわたり、ありがとうございました。また、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。